死後事務委任契約公正証書

本公証人は、委任者○○○○（以下「甲」という。）及び受任者○○○○（以下「乙」という。）の嘱託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取してこの証書を作成する。

第１条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、令和○年○月○日、甲の死亡後における事務を委任し、乙はこれを受任する。

第２条（委任事務の範囲）

１　甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務(以下「本件死後事務」という。)を委任する。

(1) 関係各所への連絡事務

(2) 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬、永代供養に関する事務

(3) 医療費、施設利用費、公租公課等債務の清算及び施設等入所一時金の受領に関する事務その他一切の債権債務の清算事務

(4) 家財道具及び生活用品の処分に関する事務

(5) 行政官庁への各種届出及び取下事務

(6) 火葬許可書その他の各種書類の受領事務

(7) 以上の各事務に関する費用の支払事務

２　甲は乙に対し、前項の事務処理をするに当たり、 乙が復代理人を選任することを承諾する。

第３条（費用の負担）

乙が本件死後事務を処理するために必要な費用は甲の負担とし、乙は、乙(遺言執行者)の管理する甲の相続財産の中からその支払を受けることができる。

第４条（報酬）

甲は乙に対し、本件死後事務の報酬として、金○万円(消費税別)を支払うものとし、乙は、本件死後事務着手に際して、甲の相続財産の中から支払を受けることができる。

第５条（契約の変更）

甲又は乙は、甲の生存中、いつでも本契約の変更を求めることができる。

第６条（契約の解除）

１　甲及び乙は、いつでも本契約を解除することができる。

２　甲の相続人は、本契約を解除することができない。

第７条（委任者の死亡による契約の効力）

甲が死亡した場合においても、本契約は終了せず、 甲の相続人は、委任者である甲の本契約上の権利義務を承継するものとする。

第８条（契約の終了）

本契約は、次の場合に終了する。

⑴　乙が死亡又は破産手続開始決定を受けたとき。

⑵　乙が後見、保佐又は補助開始の審判を受けたとき。

⑶本契約が解除されたとき。

第９条（報告義務）

乙は、甲の相続人に対し、本件死後事務終了後１か月以内に、本件死後事務に関する次の事項について書面で報告する。

(1) 本件死後事務につき行った措置

(2) 収支の状況

(3) 報酬の収受

以　上